平成２３年（フ）第１５７４号
千葉県市川市南八幡４丁目15―13―307
債務者　佐藤大一郎
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５７８号
埼玉県春日部市大枝629―11
債務者　金子　千秋
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８３号
東京都八王子市狭間町1782－１―311
債務者　小山　雄大
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８５号
埼玉県志木市中宗岡１丁目13―33―203
債務者　柿沼保詩子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８８号
東京都墨田区立花１丁目26―２―719
債務者　西　かおり
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８９号
東京都小平市上水南町２丁目15―23―２
債務者　増田　俊介
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５９１号
神奈川県川崎市宮前区宮崎168―12―101
債務者　リムマリヴィックケトラこと　ラプス　マリヴィック　リム
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５９３号
東京都杉並区久我山３丁目29―５―101
債務者　高橋　　功
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５９５号
東京都墨田区両国２丁目17―18―202　エスコート両国Ⅱ
債務者　松居　華代
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５９７号
東京都練馬区石神井台８丁目16―23―203
債務者　前川容理子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５９９号
東京都三鷹市下連雀６丁目６―74
債務者　田辺　由美
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０２号
千葉県習志野市東習志野２丁目９―２―401　今井ふみ子方
債務者　里川　　薫
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０４号
東京都足立区中川１丁目12―３
債務者　伊勢　忠弘
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０６号
東京都大田区西糀谷４丁目13―２　太田方
債務者　池内　俊太
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６１０号
東京都渋谷区代々木３―52―７―603、住民票上の住所神奈川県川崎市高津区二子２丁目16―21―304
債務者　高橋　永美
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部